

公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（技術者評価型）にかかる手続は、当掲示によるほか、長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領（最終改正 令和 2 年 3 月 24 日付け元建政技第 453 号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取扱要領（最終改正 令和 2 年 3 月 24 日付け元建政技第 454 号）に示すとおりです。

1 業務の概要

(1) 業務名及び箇所名

業務名：令和 6 年度 県単 河川管理の効率化・高度化基本検討業務
箇所名：県内一円

(2) 業務の目的

長野県の河川管理においては、現状、河川管理施設の情報を一元管理するツールがなく情報の収集整理・分析・対応等に時間を要しており、加えて職員減少による河川の巡視点検等現場状況の把握における負担増大等が課題となっている。

こうした中、国交省より発出された「中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領（令和 6 年 3 月国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課）」（以下、「国点検要領」という）により、各河川（区間）の特性や地域に応じた区間区分を設定することで、効率的に河川巡視・点検を行う指針が示された。

本業務では、指針等を踏まえ、河川情報を収集整理し一元管理することで、効果的・効率的な河川維持管理に繋げ、延いては計画的な河川の整備・維持管理に活用するための三次元河川管内図の仕様検討を行うとともに、UAV 等を活用した巡視・点検手法等の検討を行う。

※三次元河川管内図

三次元地形データを基礎資料として河川管理施設等の情報をレイヤー状に構成し、閲覧、検索、分析、データ蓄積等の機能を備えたもの。

(3) 業務内容

ア 計画準備

本業務の目的・内容を把握し、実施方針及びスケジュールを立案するとともに、業務に必要な諸準備を行い、業務計画書を作成する。

イ 資料の確認・整理

河川管理に関する資料について、県で保有している資料の確認を行い、その概要を整理する。整理項目は、以下の通りとし、詳細については、監督職員と協議の上決定する。なお、対象とする河川は、県管理の 738 河川とする。

- ① 対象河川・区間
- ② 種類（調査、設計、測量など）
- ③ 資料の内容

- ④ 作成年次、更新状況
- ⑤ 媒体種別（紙資料、データなど）
- ⑥ その他（浸水想定区域作成データ、県内 LP データ等）

ウ 河川管理に必要な情報の整理、収集方法等の検討

今後、県管理河川及び河川管理施設を効果的・効率的に維持管理していくうえで必要な情報（河川勾配、保全対象、流下能力、点検履歴、占用物件等）を整理し、上記イで得られた情報と照らし、不足する情報を抽出する。維持管理上必要な情報については、受注者はその必要性も含め提案を行うものとする。

不足する情報の収集手段として、既存の三次元点群データ解析や UAV 等の新技術を用いることで効率的な収集・抽出が可能であるか検討する。検討された技術について、本県の河川特性から、モデル河川※（2 河川以上、延長概ね 50km を想定）を設定したうえで検証を行い、下記エに記載の仕様検討の参考モデルとするものとする。

※モデル河川について

県管理の一級河川について、河川の規模、堤防・堀込区間、川幅の広狭、資産集中区間、水防指定区間の有無などから幅広い河川条件を網羅できる河川区間とすること。想定では、裾花川（長野市）、奈良井川（松本市）、矢出沢川（上田市）、小沢川（伊那市）などを想定しているが、監督員と協議の上決定するものとする。

エ 三次元河川管内図の仕様・整備年次計画検討

現在の河川管理に関する技術動向や他県等での運用状況を整理し、上記イ、ウで得られた情報を利活用した効率的な維持管理が行われるよう、今後の運用面等も考慮し、長野県に合わせた三次元河川管内図の仕様検討を行う。また、下記オに記載の UAV 等を活用した巡視・点検結果についても記録できる仕様を検討する。なお、長野県が所有するシステム（例：長野県インフラデータプラットフォーム）との連携についても合わせて検討すること。

三次元河川管内図の整備年次計画検討においては、短期（概ね 1～2 年）で実現する項目、中期（概ね 3～5 年）で実現する項目に整理してとりまとめ、今後の業務に関する特記仕様書（案）を作成、概算費用を算出する。検討にあたっては、コスト縮減に配慮する。

○長野県インフラデータプラットフォーム参考 URL

<https://nagano-infrastructure-data-platform-1-nagano-idp.hub.arcgis.com/>

オ UAV 等を活用した効率的な巡視・点検手法に関する検討

UAV を活用した巡視・点検について、基礎情報として、以下の項目について調査を行った上で、今後の巡視・点検に関する検討を行うこととし、上記ウにおいて設定したモデル河川のうち一部区間（面積概ね 0.1km² を想定）で効果検証を行い、検証結果をふまえ、今後の巡視・点検方法、適用河川の条件等について国点検要領を参考に整理する。

- ① UAV の機種、搭載センサー
- ② UAV に関する法律や規則
- ③ UAV を使った様々な状態把握・点検
- ④ UAV を使って巡視、点検を行う場合に効率化、高度化される内容
- ⑤ 取得されたデータの解析手法

なお、効率的な巡視・点検手法の検討として、UAV の活用を想定しているが、他の優れた新技術を活用することも協議により可とする。

カ 報告書作成

本業務の成果として、報告書のとりまとめを行う。また、業務内容についてわかり易く報告書を取りまとめ、概要版を作成する。

キ 打合せ協議

業務内容の確認や成果内容について協議するものとし、打合せ回数は業務着手時、中間打合せ3回、業務完了時の計5回とする。なお、議事録の作成は受託者が行い、打合せ後、速やかに提出する。照査技術者の報告を1回以上行うものとする。

(4) 技術提案を求める具体的内容

ア 河川管理上必要な情報の効率的な収集、活用方法に関する具体的な提案

イ 県独自の三次元河川管内図の仕様・運用に関する具体的な提案

ウ 長野県インフラデータプラットフォームとの連携に関する具体的な提案

エ UAV等を活用した効率的な巡視・点検手法及びデータ活用方法に関する具体的な提案

(5) 履行期限

契約日の翌日から300日間（債務負担行為設定済）

(6) 業務実施上の要件

ア 各種技術基準を遵守すること。

イ 業務の遂行に必要な県の保有する資料については可能な限りこれを貸与する。

例：洪水浸水想定区域作成成果、航空レーザ測量データ（砂防課所管）等

ウ 本業務の実施にあたり、追加調査等の必要が生じた場合は速やかに協議すること。

(7) 成果品

紙媒体1部

電子媒体2部

納品する電子媒体はハードディスクを想定しているがファイル形式、納品方法の詳細については、監督員と協議する。その他電子納品に係る実施要領に基づくこと。

(8) 業務予算額

概ね23,507千円（税込）

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

(1) 長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格のうち、建設コンサルタント（河川、砂防及び海岸・海洋）を有する者であること。

(2) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日告示第717号。以下同じ）に基づき建設コンサルタント（河川、砂防及び海岸・海洋）登録のある者。

(3) 掲示日時時点で所属技術者が3名以上いること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 測量法（昭和24年法律第188号）第57条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

(6) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日22建政技第337号、以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(7) 県発注の建設工事等に係る建設コンサルタント等の業務のうち、当該業務以外の業務（以下「他

の対象業務」という。)において、委託契約約款第 17 条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。

- (8) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱（平成15年4月1日会検第1号）第9条第3項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (9) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第31条に基づく業務完了の検査を完了していない者でないこと。
- (10) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (11) 県発注の他の対象業務の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (12) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (13) 滞納している県税等徴収金がないこと。
- (14) 委託の主たる部分について、再委託または技術協力がいないこと。
- (15) 実質支配会社（次のいずれかに該当する場合）は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。

ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

- (16) 本業務は「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱い要領」により、参加表明書とともに資格認定申請を行い、認定を受け、かつ各構成員すべてが上記（1）から（15）までの要件を満たした設計共同体についても参加を認める。
- (17) 県内に本店又は営業所を有していること。ただし、県外本店の県内営業所は当該入札に係る業種の入札参加資格を有している営業所に限る。
- (18) 当該業務の実施体制

ア 管理技術者として次の技術者のいずれかを配置できること

- ・ 技術士 建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）
- ・ 認定技術管理者 河川、砂防及び海岸・海洋部門
- ・ R C C M 河川、砂防及び海岸・海洋部門

イ 照査技術者として次の技術者のいずれかを配置できること（管理技術者と兼務不可）

- ・ 技術士 建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）
- ・ 認定技術管理者 河川、砂防及び海岸・海洋部門
- ・ R C C M 河川、砂防及び海岸・海洋部門

- (19) 同種または類似の業務として、次の実績を有すること。なお、設計共同体の場合は、各構成員すべてが実績を有するものとする。

- ・ 国又は都道府県のインフラ点検管理システムまたは施設管理システムの設計、構築及び、河川管理施設の巡視または点検業務の実績を有していること。

※同種業務の実績とは、公共機関等から発注された業務を元請けし、平成 21 年 4 月 1 日から揭示日の前日までに完了した業務が該当します。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の作成様式

様式 2 号による。

(2) 参加要件資料の作成様式

様式 3 号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 登録状況

建設コンサルタント登録規程その他の登録規定に基づく登録状況を記載すること。

イ 保有する技術職員の状況（専門分野職員の状況）

① 専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。

② 資格は、技術士（建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）、認定技術管理者（河川、砂防及び海岸・海洋部門）、RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門）とする。

③ 1 人の職員が 2 以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入をしないこと。

④ 専門分野別技術職員数は、通算経験年数 10 年未満、10 年以上に分けて記入すること。

ウ 同種または類似の業務の実績

① 会社としての実績とし、記載件数は 3 件以内とする。

② 平成 21 年 4 月 1 日から揭示の前日までに完成した業務を対象とする。

③ 「業務実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、揭示した対象業務において求めている技術的事項を中心に記載すること。

エ 当該業務の実施体制

① 配置予定の技術者について記載すること。

② 再委託または技術協力等の予定がある場合は記載すること。

オ 建設コンサルタント等の登録状況、保有する技術職員の状況、同種または類似の実績については、これを証する契約書、登録通知及び資格者証等の写しを添付すること。

カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 担当事務所・問い合わせ先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県建設部河川課管理調整係

（管理調整係長）唐澤 （担当）坂田

電話 026-235-7308 ファックス 026-225-7069

電子メール kasen-kanri@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和 7 年 1 月 27 日（月）

（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで）

イ 提出場所 3（4）に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で 3（4）の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りです。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2の(1)から(19)の要件を全て満たす者とするが、下記に示す要件の審査にあたっては、記載の視点に基づいて審査・選定されます。

ただし、参加表明書の提出期限までに様式2号及び様式3号(添付書類を含む)の提出がない場合は技術提案書の提出者を選定しません。

なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	・建設コンサルタント等登録状況	・登録されているか
2 技術職員の状況(専門分野別)	・当該業務の実施に必要な専門分野の技術職員の在籍状況	・有資格の職員はいるか ・有資格職員の経験は豊富か
3 同種又は類似の業務の実績(会社)	・同種又は類似業務の内容	・当該業務の内容に近い業務の実績があるか
4 配置予定の技術者	・配置予定技術者の状況	・配置予定技術者がいるか
5 再委託又は技術協力の予定	・再委託の内容	・再委託する業務の内容は適正か(当該業務の主要部分を再委託することにならないか) ・再委託先の選択は適正か
	・技術協力の内容	・技術協力を求める業務の内容は適正か(最先端の技術であるなど、技術協力を求めることに妥当性があるか) ・技術協力を求める先の選定は適切か

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由(非該当理由)を書面により、河川課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(長野県の休日を定める条例(平成元年条例第5号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を含めない。)以内に、書面(書式自由)により、河川課長に対して非該当理由について説明を求められます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含めない。)以内に書面により行います。

エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(4)に同じ。
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(休日を含めない。)
- ③ 受付方法 原則として電子メール(回答を受ける担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを併記すること)とします。なお、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。
- ④ 回答方法 電子メールとします。

(8) その他の留意事項

ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加表明書の提出をした業者名(参加要件資料審査結果表)は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

- (1) 技術提案書の作成様式
様式7号による。
- (2) 技術資料の作成様式
様式8号による。
- (3) 技術提案書記載上の留意事項
- ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等
- ① 主な業務経歴は掲示の日の前日から過去15年以内に完成した業務とする。(平成21年4月1日から掲示日の前日までに完了した業務。)
 - ② 委員会、学会活動等は、現在及び過去3年間の実績を記入すること。
 - ③ プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。
 - ④ 他の企業等に所属するものを担当技術者とする場合は企業名等も記載すること。
- イ 技術者動員計画
- ① 必要に応じて、内訳のさらに詳細な提示を求めることがあります。
 - ② 費用の積算にあたっては労務単価等、県が公表している価格についてはこれを使用すること。
- ウ 技術提案
- 技術提案は簡潔に記載すること。
- エ 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。
- オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
- ア 受付場所 3(4)に同じ。
- イ 受付期間 掲示の日から令和7年1月27日(月)まで。
(受付時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)
- ウ 受付方法 電子メールとします。なお、到達したことを3(4)の担当者に確認してください。
- エ 回答方法 長野県ホームページに掲載します。(最終回答日：令和7年1月31日(金))
- (5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
- ア 提出期限 令和7年2月10日(月)
(提出時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)
- イ 提出場所 3(4)に同じ。
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出方法 持参または郵送とします。
郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限り、提出後、技術提案書の差し替え及び再提出は認められません。技術提案書の補足説明資料がある場合は、ヒアリング時に提出することができます。
- オ その他 提出期限までに様式7号及び様式8号(添付書類を含む)の提出がない場合、技術提案は無効とします。また、提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認められません。技術提案書の補足説明資料がある場合は、ヒアリング時に提出することができます。
- (6) 技術提案書のヒアリングに関する事項
- ア 予定日 令和7年2月17日(月) (変更の場合があります。)
- イ 場所 長野県庁 (詳細については決定次第連絡します。)
- ウ 時間 各者20分程度を予定(提案者の公募数により変更の場合があります。)

エ その他 パソコン、プロジェクター等の持ち込みの要否については、後日、参加申し込み者に通知します。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定されます。なお、技術提案書評価結果表（様式9-1）は、契約締結後、公表するものとします。（技術提案書提出者名は特定した者のみ公表）

ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しません。

ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合

イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評価事項		評価の視点
配置予定の技術者の資格等 (20点)	管理技術者 (10点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		業務経歴	・豊富な経歴を有しているか
		同種・類似業務の実績	・当該業務の内容に近い業務があるか
		手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	照査技術者 (3点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		業務経歴	・豊富な経歴を有しているか
		同種・類似業務の実績	・当該業務の内容に近い業務があるか
	担当技術者 (7点)	業務経歴	・豊富な経歴を有しているか
		同種・類似業務の実績	・当該業務の内容に近い業務があるか
		手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
費用 (5点)	費用の妥当性		・当該業務を実施するのに妥当なものとなっているか
技術提案の内容 (60点)	河川管理上必要な情報の効率的な収集、活用方法に関する具体的な提案 (10点)		・河川管理施設等の維持管理を効率的かつ的確に行うため、必要となる膨大なデータ（河川勾配、流下能力、堤防、点検履歴、占用物件等）を効率的に収集・抽出し、活用する方法及び合理的な更新方法が具体的に提案されているか。
	県独自の三次元河川管内図の仕様・運用に関する具体的な提案 (25点)		・県独自の三次元河川管内図を整備するための仕様検討方針、実施フローが具体的に提案されているか。 ・長野県の河川特性、管理体制等を踏まえ、河川管理施設の維持管理を効果的・効率的に行うための三次元河川管内図活用方法について具体的に提案されているか。
	長野県インフラデータプラットフォームとの連携に関する具体的な提案 (10点)		・三次元河川管内図と長野県インフラデータプラットフォームとの効果的なデータ連携について具体的に提案されているか。
	UAV等を活用した効率的な巡視・点検手法及びデータ活用方法に関する具体的な提案 (15点)		・効率的に巡視・点検が行われるよう UAV等を活用した手法が具体的に提案されているか。 ・巡視・点検によって得られたデータについて、その後の修繕や災害発生時等における具体的な活用方法とそれを実現するためのデータ保管方法が提案されているか。
技術者の技術力及び意欲等 (10点)	プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断する		・当該事業を実施するのに必要な技術力や意欲があるか
費用と技術提案の整合性 (5点)	採点すべき優れた技術提案に加点		・技術提案に優れ、かつ技術者動員計画も技術提案に見合った内容で優れているか

評価点の合計結果 (100点)	
-----------------	--

(注) 配置予定の技術者数は、複数配置することに制限はないが、評価は代表技術者1名に対して行う。
技術者を複数名配置する場合は、代表技術者が分かるように記載すること。

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、河川課長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

(9) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により、河川課長から通知します。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に、書面（様式自由）により、河川課長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含めない。）に書面により行います。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3（4）に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

③ 受付方法 原則として電子メールとします。

なお、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

④ 回答方法 電子メールによる。

(10) その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却いたしません。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

5 その他

(1) 契約書作成の要否 : 要

(2) 関連情報を入手するための窓口 : 3（4）に同じ

(3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。

(4) 設計共同体協定書第8条に基づく分担業務額については、契約時に提出を求めます。